

令和6年7月16日（火）午後1時58分

令和6年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第3回理事会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和6年第3回理事会議事録

開催日時 令和6年7月16日（火曜日） 午後1時58分開会

開催場所 国保連合会4階大会議室

出席役員数（14人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	有村 国知	愛荘町長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	和田 裕行	彦根市長（代）
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長（代）
	岩永 裕貴	甲賀市長
	福井 正明	高島市長
	平尾 道雄	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長（書）
	越智 眞一	医師国保組合理事長（代）
監事	栢木 進	野洲市長
	西田 秀治	竜王町長

○開 会

午後1時58開会

◇林局長 それでは、定刻より若干早いですが、皆さんお揃いでございますので、只今より国保連合会の理事会を開催いたします。

開会に当たりまして、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 国保連合会理事会を開催いたしましたところ、皆様、大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。平素は国保事業の運営につきまして、ご尽力をいただいていることに感謝を申し上げます。

さて、国保を取り巻く情勢につきましては、被保険者の高齢化と医療費の増大、それに所得水準の低い被保険者が多い中にありまして、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題に直面しており、極めて厳しい運営が続いております。

そうした中、国保中央会から令和5年度の医療費速報が発表されました。滋賀県の国保は、被保険者数が4.6%減少しており、医療費につきましても約1,040億円、前年度比1.2%の減少となっております。

こうした状況は、被用者保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療への移行などにより当面続くと思われませんが、引き続きその動向を注視していく必要があると考えております。

本日は、令和5年度事業報告及び決算、令和6年度補正予算などの議案をご審議いただきます。また、令和6年度税制改正に係る対応についてなどの説明事項もございますので、よろしくお願いを申し上げます。

審議につきましてこれより始めさせていただきますが、よろしく申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇林局長 ありがとうございます。

次に、本日の出席状況ですが、委任出席、書面出席も含め、全員のご出席でございますので、本日の理事会が成立することを報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、本会規約第33条第1項によりまして、理事会の議長は理事長が当たることとなっておりますので、橋川理事長、よろしくお願いいたします。

◇橋川議長 それでは、規約により、議長を務めさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

次に、規約第36条の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。それでは、私のほうより指名させていただきます。近江八幡市長の小西理事様、高島市長の福井理事様の2人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、これより審議に入ります。

なお、本日の理事会は、15時30分を目途に終えたいと思いますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第21号、滋賀県国民健康保険団体連合会退職者医療共同事業拠出金規則の廃止に関する規則の制定についてから議案第24号、滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部を改正する規則の制定についてまで、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、規則改正案についてご説明をさせていただきます。議案につきましては、理事会議案書、薄いほうの冊子になります。議案第21号、1ページから議案第24号、10ページまでとなりますが、別資料の資料1でご説明をさせていただきます。資料1をご用意ください。着座にて失礼させていただきます。

資料1の記載でございますように、1から3まで合計4つの規則改正となります。

1につきましては、退職者医療制度経過措置の廃止に伴います改正でございます。

議案第21号は、退職者医療共同事業拠出金規則の廃止をするものでございます。退職被保険者の資格適用に活用することを目的として作成されていた年金受給者一覧表が令和5年度をもって終了となりましたので、これに伴う規則の廃止となります。

議案第22号につきましては、議案第21号の規則の廃止に関連をいたしまして、保険者事務共同電算処理業務規則の一部を改正するものとなります。

2の議案第23号につきましては、訪問看護事業者におけるオンライン請求が令和6年7月請求から開始されることに伴います支払い手続に関して、診療報酬審査支払規則の

一部を改正するものとなります。

3の議案第24号につきましては、感染症における流行初期医療確保措置について、国保連合会に事務の一部を委託されることになっておりますので、これに伴う後期高齢者医療に係る特別会計の規則を改正するものでございます。なお、国保につきましては、現行の国会会計規則により適用されることから、今回の改正は必要ございません。

規則改正については以上でございます。

◇橋川議長 議案第21号から議案第24号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第21号から議案第24号までを原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第21号から議案第24号まで、原案どおり決することといたします。

次に、議案第25号、通常総会開催日について事務局の説明を求めます。

◇林局長 それでは、議案第25号についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

理事会議案のほうですが、13ページのほうをお開きいただきたいと存じます。

議案第25号、通常総会開催日についてでございます。滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を令和6年7月29日、月曜日、午後2時から開催をお願い申し上げるものでございます。場所につきましては、ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター3階大会議室で開催を予定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇橋川議長 議案第25号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第25号を原案どおり議決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、総会は原案どおり7月29日、午後2時から開催することといたします。

次に、議案第26号、通常総会附議事項の審議に入ります。通常総会の議案は第15号から第30号までであります。

まず、議案第15号、令和5年度事業報告の認定についてから議案第23号、令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、いずれも関連いたしますので、一括審議といたします。

各議案について事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、総会議案第15号、滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定についての説明をさせていただきます。通常総会附議事項の1ページから71ページが事業報告となります。本日は資料2-1の事業報告概要版、資料2-2の事業状況で説明させていただきます。失礼して、着座にて説明いたします。

それでは、資料2-1の1ページをご覧ください。【1】本会の運営に関する事項です。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事会等の開催と会計監査予備調査、監査法人による監査を実施いたしました。

続きまして、【2】国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項です。

(1) 国保制度改善強化全国大会でございますが、11月13日に開催され、橋川理事長にご出席いただき、国保制度の改善強化に向けた11項目を決議され、政府、国会並びに地元選出国會議員に対し、陳情、要請行動を展開してまいりました。特に大きな課題である国保総合システムの更改に係る財政措置について要請を行いました。このことにつきましては、政府の令和5年度補正予算において、25億円が措置されました。

(2) 保険料(税)収納率向上対策でございますが、①月間の設定と広報による啓発を行いました。また、厚生労働省の収納率向上アドバイザーによる市町担当者への徴収事務勉強会、国民健康保険料(税)徴収事務担当者研修会等を実施しております。

2ページをご覧ください。令和5年度の収納率ですが、速報値で95.71%となっております。全国順位につきましては、令和3年度の数値となりますが、収納率95.92%で10位となっております。

続きまして、【3】国保総合システムに関する事項です。令和3年3月に公表されました厚生労働省、国保中央会、支払基金の3者連名による審査支払機能に関する改革工程表に沿って、クラウド化への移行切替えを完了しました。併せて、支払基金との受付領域の共同利用に係るシステム更改が行われました。今後、システムの保守・運用費の縮減を

図るため、システムの最適化が行われる予定となっています。

続きまして、本会の基幹業務となります【4】国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項です。

(1) 国保審査委員会は、審査委員の先生57人体制で審査をしていただいております、事務局として複雑かつ高度化する医療内容に的確に対応できるよう、画面審査システムを活用し、質の高い審査をしていただいております。また、審査担当職員の資質の向上を図るため、診療報酬請求事務能力認定試験を受験しています。審査の件数は、国保、後期合わせまして年間約1,030万件、月平均で約86万件となります。査定額は約8億6,600万円で、査定率は0.367%、全国順位は直近の数値で第3位となっております。

続きまして、【5】保険者共同事業及び後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項についてです。

(1) 保険者事務共同電算処理業務として、被保険者資格の管理及び帳票諸統計の作成等をいたしました。

4ページをご覧ください。

(5) 後期高齢者医療事務代行業務では、広域連合との受託業務拡大に向けた協議によりまして、令和5年度からは医療費通知作成業務など新たに5業務を受託し、実施いたしました。

(6) 行政機関等からの要請に係る対応として、①風しんの追加的対策事業、②新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業として、請求支払やクーポン券、受診券の作成を行いました。

続きまして、【6】保健事業の推進に関する事項についてです。

(1) 保健事業（健康づくり）推進に関する支援及び情報提供につきましては、健康管理施策立案のための基礎資料集等、①、②に記載の統計資料を作成しました。また、③国保・後期高齢者ヘルスサポート事業では、公衆衛生学や生活習慣病専門の医師等からなる保健事業支援・評価委員会を設置し、保険者のデータヘルス計画の策定、実施、評価の支援等を行いました。

5ページをご覧ください。

④第3期データヘルス計画策定に係る支援につきましては、県と共同して、計画のひな形の提供や目標設定などの支援を行いました。⑥、⑦の重複・頻回受診者等訪問事業で

ございますが、後期の健診受診後訪問指導と併せまして、延べ149人の方への訪問を実施しています。⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援ですが、全市町と打合せを行い、申請書作成等の支援を行いました。

(4) 市町保健事業の支援として、県が導入したKDB補完システムの操作研修や資料作成等を実施いたしました。

続きまして、【7】特定健診・特定保健指導に関する事項です。特定健診・特定保健指導等費用の支払い及びデータ管理業務など、保険者等の事務の軽減と効率化を図るため、共同事業を実施しました。令和6年4月時点の令和5年度の特定健診受診率は40.5%です。全国順位は令和4年度、40.1%で18位となっております。

6ページをご覧ください。

【9】介護保険事業関係業務に関する事項です。介護給付費等審査委員会を開催し、介護保険サービス提供事業所等から提出される介護給付費、地域支援事業の適正な審査及び支払いに努めました。

次に、【10】障害者総合支援給付等事業関係業務に関する事項につきましては、障害介護給付費、障害児施設給付費等の審査支払を行いました。

【11】広報活動に関する事項につきましては、機関誌「滋賀の国保」の作成など、記載の広報活動を行いました。

7ページをご覧ください。

【12】滋賀県保険者協議会に関する事項です。滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者等の加入者に係る健康づくりを推進するため、医療費、健診データ分析などの事業を行いました。また、滋賀県保健医療計画、滋賀県医療費適正化計画などに対する意見提出をいたしました。会議や事業については記載のとおりでございます。

【13】地域医療の確保に関する事項以降については記載のとおりでございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、資料2-2、令和5年度の状況をご覧ください。

本会の基幹業務であります、レセプト審査の指標である査定率などにつきまして、経年の推移を記載しております。なお、これらの項目につきましては、第4期中期経営計画において目標を設定しています。

1. 審査の状況をご覧ください。査定率につきまして、令和5年度は対前年0.038ポイント増の0.367%で全国3位、年次目標の全国10位以内を達成しています。令

和元年度から5年度までの状況では、査定率は令和4年度に対前年で0.004ポイントの減となっていますが、査定金額は毎年伸びており、全国順位につきましても10位以内の目標を達成しています。

2. 保険者レセプト点検の状況をご覧ください。査定金額につきまして、令和5年度は対前年21.05%増の約1億2,611万9,000円。返戻金額は対前年6.79%増の約4億1,665万3,000円となっています。令和元年度から5年度までの状況では、令和2年度に返戻金額が減となっていますが、それ以外は査定金額、返戻金額ともに前年を上回る結果となっています。

資料裏面をご覧ください。

3. 後期高齢者医療事務代行業務の受託でございますが、後期高齢者医療業務効率化ワーキンググループで協議の結果に基づき順次受託業務を拡大しており、令和5年度までに18業務の受託を完了しています。

事業報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

◇龍川主監 続きまして、令和5年度の決算についてご説明させていただきます。総会附議事項では、議案第16号の72ページから議案第23号の188ページまでとなります。理事会資料といたしましては、資料3-1から3-4までご用意をさせていただいておりますが、本日は、資料3-1と3-2でご説明をさせていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。資料3-1、1ページでございます。

令和5年度滋賀県国保連合会各会計決算状況の概要でございます。1ですが、国保連合会の会計は、一般会計と7つの特別会計の8つの会計で構成をしています。勘定の性格で大別いたしますと、①と②の2種類となります。①は保険者さんから納入いただきます手数料や負担金を財源といたしまして、審査支払業務等の事務を執行する会計、6勘定でございます。②は、主に医療費や介護給付費等の保険者負担分を医療機関や介護事業所等に受払いする会計、15勘定となります。合わせて合計21勘定となります。

令和5年度の全勘定の総額ですが、こちらにつきましては資料3-2でご説明をさせていただきます。資料3-2、1ページをご覧ください。下から3行目になります。

合計と記載しているところございまして、歳入合計が4,390億1,926万9,647円、歳出合計が4,387億8,185万4,703円の対前年度比3.85%増、歳入歳出差引額2億3,741万4,944円でございます。なお、表中の括弧書きにつきましては、前年度の決算額となります。また、この表の一番上の一般会計と、そして下から2

行目、3行目の合計欄には山括弧の記載がありますが、これにつきましては、令和4年度に介護職員・福祉介護職員の処遇改善支援事業の受払いをいたしました経費約10億8,000万円が含まれておりますので、これを差し引いた前年度決算額となっております。

次に、全勘定のうち、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として事務執行を行う会計、一般会計を含みます6つの勘定について、表中網がけの部分となります。その合計につきましては、下から2行目の網がけの部分となります。歳入合計が41億4,363万3,604円、歳出合計が39億6,446万312円、対前年度比15.65%減で、歳入歳出差引額1億7,917万3,292円でございます。本会が取り扱う会計の全体の約0.9%の会計規模となります。残り99%強が診療報酬、介護給付費等の受払いを行う網かけをしていない会計となります。

網かけの会計の歳出に係ります前年度比較ですけれども、先ほど申し上げました令和4年度に介護職員・福祉介護職員の処遇改善支援事業の受払いをいたしました約10億8,000万円を除きますと、歳出合計、対前年度比9.72%増の約3億5,100万円の増となります。その主な増要因でございますけれども、資料の右側の説明に記載させていただいておりますように、機器更改経費が合計で約2億7,500万円の増、国保中央会に対する各システム開発負担金が合計で約7,250万円の増でございます。この6つの勘定の概要につきましては、2ページ以降に記載をさせていただいております。

次に、網かけをしていない部分の医療費等の受払いをする各種支払勘定についてでございます。各支払勘定の合計でございますが、1ページの一番下の行になります。歳入合計4,348億7,563万6,043円、歳出合計4,348億1,739万4,391円でございます。対前年度比4.07%増でございます。

そして、その内訳となる主な勘定でございますけれども、網かけをしていない一番上の行でございます。診療報酬審査支払特別会計の国保支払勘定につきましては、対前年度0.76%減の支払額946億4,923万4,628円で、前年度を少し下回る支払額となっております。団塊の世代の後期高齢者への移行、被用者保険への適用拡大など、被保険者数が減少傾向にあることから、医療費も比例して減少傾向にございます。

そして、その下の公費の支払勘定でございますが、感染症公費を初め、その他の公費も減少しております。対前年度比11.83%減となっております。

さらにその下でございます。福祉医療費の支払勘定でございますが、子ども医療費助

成制度の範囲拡大等によりまして、対前年度比5.67%増の支払額39億4,025万9,736円となっております。

さらにその下でございます。出産育児一時金の支払勘定につきましては、令和5年4月から支給額が42万円から50万円に変更されたことによりまして、対前年度比12.67%増でございます。

その下、抗体検査等の支払勘定につきましては、風しん、新型コロナウイルスの予防接種費用の受払いの会計となります。接種対象者の減少によりまして、対前年度比が76.03%減となっております。

少し飛ばさせていただきます、4行下がっていただきまして、介護保険の支払勘定でございます。こちらにつきましては、受給者数の増に伴いまして、対前年度比3.61%増の、支払額が1,117億1,789万7,486円となっております。

さらに3行下がっていただきまして、障害者総合支援法関係業務に係ります特別会計の障害介護給付の支払勘定でございます。対前年度比7.88%増、そして、その下の障害児給付費の支払勘定につきましては、対前年度比15.29%増と、それぞれ増加をしております。受給者数の増加や、障害児におきましては支援体制等の充実が図られていることによるものと考えております。

さらに3行下がっていただきまして、後期高齢者医療の支払勘定でございます。対前年度比6.56%増で支払額は1,766億2,709万9,694円でございます。団塊の世代によりまして被保険者数の増加に伴い、医療費が増加傾向となっております。

その下、後期高齢者医療に係ります公費でございます。こちらについては感染症公費の減少によりまして、対前年度比13.12%減となっております。

さらに2行下がっていただきまして、特定健診の支払勘定でございます。対前年度比0.58%増、後期につきましては、対前年度比14.23%増で、被保険者数の増加によるものと考えております。

決算については以上となります。

◇橋川議長 説明が終わりました。ご審議いただく前に去る6月27日に監査を受けておりますので、竜王町長の西田監事さんより、監査報告をお願いいたします。

◇西田監事 通常総会の附議事項203ページをご覧くださいと思います。去る6月27日、国保連合会におきまして、野洲市の栢木市長と私、竜王町長西田が令和5年度決算監査を実施いたしましたので、その結果について報告をさせていただきます。

令和5年度における業務の概況を聴取し、会計を監査いたしましたところ、業務の運営については努力の成果が認められ、会計管理も適切に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類もまた整理良好と認めましたので、ここに報告をいたします。

以上です。

◇橋川議長 ありがとうございます。また、監査法人による監査を受けておりますので、監査室より報告を願います。

◇竹若参与 監査法人によります令和5年度の決算に係る監査結果についてご報告をさせていただきます。

通常総会附議事項、只今報告をいただきました監査結果報告の次のページ、204ページになりますので、お開きをいただきたいと思います。

去る6月12日、13日、14日の3日間、ひかり監査法人によります監査を受けました結果、報告書最初に記載されております監査意見のところでございます。3行目からになりますけれども、監査書類が全ての重要な点において、滋賀県国保連合会会計規則に準拠して作成されているものと認めるというようなご意見をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

◇橋川議長 監査報告は以上でございます。

それでは、議案第15号から第23号までの事業報告及び各会計決算について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第15号から議案第23号までを原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第15号から議案第23号までは原案どおり通常総会に附議することといたします。

続いて、議案第24号、令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第二回補正予算についてから、議案第30号、令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算についてにつきましては、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、補正予算の説明をさせていただきます。総会附議事項は、議案第24号の206ページから、議案第30号の250ページとなります。資料につきましては、資料4-1と4-2を準備させていただいております。説明につきましては、資料4-1でご説明をさせていただきます。資料4-1をご覧ください。

1ページでございます。主な補正項目につきましては3点ございます。

枠囲みの1つ目の丸ですが、令和5年度決算に伴います各会計の繰越しに関する補正でございます。決算で繰越金が確定いたしますので、6年度の収入の繰越金を補正をいたしまして、さらに支出については主に予備費を補正するものでございます。

そして、2つ目の丸でございます。先ほどの規則改正にも関連いたしますが、感染症発症に係ります流行初期医療確保措置に関するもので、国保と後期の業務勘定に係る補正となります。

3つ目の丸でございます。国庫補助金の返還に関するものでございまして、一般会計と国保公費支払勘定に係るものでございます。各議案別にご説明をさせていただきます。

1ページ中段の議案第24号、一般会計歳入歳出第二回補正予算でございます。補正額は、総額304万円の減でございます。補正内容といたしましては、①は介護保険会計におきまして、一般会計からの繰入により収支均衡を図っておりましたけども、令和5年度決算に伴う、繰越金を充当し、財源更正を行うものでございます。②は国庫補助金の返還に関する補正でございます。

続いて、議案第25号でございます。

診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第二回補正予算でございます。(1)の業務勘定から2ページの(5)の出産育児一時金の支払勘定まで合わせまして、5,244万5,000円の増となります。主に繰越金に伴うものでございますけども、(1)の業務勘定の②につきましては、流行初期医療確保措置に関する事業の補正と、そして(3)の公費支払勘定に係る②の交付金の返還につきましては、例年の国庫補助金の返還となります。

そして次に、議案第26号介護保険事業関係業務特別会計から、3ページ、4ページに議案第30号の特定健康診査・特定保健指導事業の特別会計に係ります第一回補正予算についてでございます。それぞれの勘定で主に繰越金を増額し、併せて歳出の予備費を増額する補正となります。なお、議案第26号の介護保険事業関係業務特別会計の(1)の業務勘定につきましては、先ほど申し上げました一般会計からの繰入分を繰越金を充当し、財源更正を行っております。

また、議案第29号、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定の②につきましては、感染症の流行初期医療確保措置事業に伴う補正となります。詳細につきましては、資料4-2となります。

補正予算につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川議長 議案第24号から第30号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第24号から議案第30号まで、原案どおり通常総会に附議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第24号から議案第30号までは原案どおり通常総会に附議することといたします。

続いて、報告事項に入ります。報告第2号、専決処分報告について及び報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録についてを一括して、事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、専決処分報告をさせていただきます。通常総会附議事項の後ろのほう、水色の合紙が入っております次のページ、258ページからとなります。258ページをご覧ください。

報告第2号、専決処分報告は全部で7項目となります。1から5につきましては、令和5年度決算見込みに伴います積立金の増額補正と、そして診療報酬や公費負担医療、障害介護給付費等の増額補正予算となります。

そして、6、7につきましては、令和6年度に係る増額補正予算となります。いずれも予算編成時には未確定であった事業についての補正予算となります。

6は、介護障害職員等の処遇改善支援事業の実施に伴います滋賀県からの委託費等について、増額補正をいたしました。7につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の費用の支払い及び事業費等の増額補正となります。いずれも理事長専決とさせていただきます。

以上が報告第2号でございます。

次に、報告第3号でございますが、議案書の一番最後のページから1枚戻っていただきまして、305ページ、306ページとなります。こちらに財産目録を記載させていただいております。

これをもちまして、財産報告とさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◇橋川議長 報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告事項を終わります。

次に、説明事項が3点ありますので、事務局から順次説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、令和6年度の税制改正に係る対応についてご説明をさせていただきたいと思ひます。資料のほうは、資料5をご覧ください。

現時点で不明な部分が多くありますけれども、明らかになっている範囲内でご説明をさせていただきたいと思ひます。資料5の1つ目の丸でございます。

法人税法施行令の一部改正が令和6年4月1日に施行されまして、国保連合会業務のうち、一定の要件に該当する業務は、収益事業から除外されることになりました。通知文につきましては、資料5の参考としてつけさせていただいております。令和5年度までの取扱いでございますけれども、国保連合会が保険者から委託を受けて、手数料等を頂いて行う事業につきましては、原則、法人税法に規定する収益事業に該当することになっておりますが、厚生労働省と国税庁との協議によりまして、実費弁償方式により行われるものであつて、あらかじめ税務署長の確認を受けたときは、収益事業としないとされていまして、通達によりまして取扱いされていたものが、今般法改正がされたというものでございます。

そして、2つ目の丸でございますが、一定の要件でございます。①といたしまして、保険者等から委託を受けた請負業、そして②といたしまして、国保法等の規定に基づく事業、そして③が余剰が生じた場合は翌年度に手数料を減額するとされている事業ということでございます。

次の3つ目の丸ですが、収益事業がある場合については、新たに収益事業に係る会計を新設をいたしまして、法人税法の申告、納税が必要となります。

最後の丸でございます。現時点では、国から手続等の詳細がまだ示されておりません。それらが明らかになり次第、収益事業と非収益事業の切分けを含めまして、関係する規則改正、また令和6年度の補正予算等について、改めてご相談をさせていただきたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

税制改正については、以上となります。

◇林局長 続きまして、国保総合システムに係る令和7年度の国庫補助要求の決議について

てをご説明させていただきます。資料のほうは、資料6でございます。こちらのほうで説明をさせていただきます。

この決議でございますが、6月28日、国保中央会の臨時総会において承認されたものでございます。内容のほうを少しご説明させていただきます。

国保総合システムにつきましては、審査支払機能に関する改革工程表に沿いまして、クラウド化への移行や支払基金システムとの受付領域を共同利用するためのシステム開発に取り組み、令和6年度より稼働を開始しております。さらに第2段階の対応として、支払基金と審査領域を共同利用するための検討が進められております。しかしながら、第1段階のシステム開発において、開発期間が限られている中でシステム障害等のリスクを下げるために段階的に進めていくこととしたことから、クラウドサービスを十分活用するなど、システムを最適化するには至らず、早急にシステムを最適化し、保守・運用費の縮減を図ることが不可避となっております。また、第2段階の開発においても、国保等の保険者の保守・運用費の縮減が求められております。これらの必要な財源について、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財源措置を講じるよう、強く要望するという内容になってございます。

これまでの国庫補助の状況でございますが、第1段階の対応に要する開発経費について、改革工程表に基づきシステム更改の内容を大幅に見直したため、当時110億円の財源不足が生じましたが、令和4年度、5年度の2か年で全額国庫補助が措置をされております。また、令和6年度の最適化に対する開発費として、令和5年度補正予算として、前倒しで25億円が措置されております。この決議をもちまして、国保中央会では、厚生労働省及び財務省へ陳情を初め、主要な国会議員等へ陳情を行う予定ということでございます。また、各地方団体の動きとして、重点提言である要望としてご決定をいただいているところでございます。本会において、この決議を踏まえ、秋以降の予算編成に向け全国大会等、要望活動について国保中央会と協議の上、対応したいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇坂井課長 続きまして、第4期中期経営計画の令和5年度の進捗状況につきまして説明をさせていただきます。資料につきましては、資料7となります。それでは資料7の1ページをご覧ください。

第4期中期経営計画は、令和5年度から7年度までの3年間の計画期間とし、3年後の本会の望ましい姿を5つの項目に定めて計画したものです。

それでは、項目に沿って進捗状況を説明いたします。2ページをご覧ください。

括弧書きの数字の項目が、それぞれ望ましい姿の項目に対応した区分、丸数字が計画番号、その横の記載が事業名となります。それぞれの計画の下にクリーム色の枠囲みで進捗状況を記載しています。

それではまず、(1) 審査の質の向上です。

①審査の質の向上につきましては、査定率0.365%、全国3位となっています。

②訪問看護レセプトの電子化につきましては、受入れ体制を準備し、令和6年7月受付から電子化が始まっています。

(2)の共同利用につきましては、2ページの項番③から4ページの⑬まで11項目あります。

③感染症法、予防接種法の改正による請求支払業務についてです。予防接種に関しましては、現在、国保中央会におきまして、デジタル化に向けてシステム開発が行われているところです。感染症法に関しましては、本年1月に公布されました流行初期医療確保措置に係る事務の委託契約の締結に向け、県健康危機管理課と調整中です。

④第三者行為求償事務の充実強化は、受託件数260件、収納金額は2億3,573万円です。

⑤保険者レセプト点検共同事業の強化は、1人当たり財政効果額が国保188円、後期393円です。

⑥後期高齢者医療事務代行の業務の充実強化は、従来の業務に加えて、令和5年度から記載の5つの業務を受託しています。

3ページをご覧ください。

⑦介護給付適正化に向けた保険者支援の充実は、介護給付適正化システムに係る研修を行っております。

⑧介護サービスの生産性向上支援は、ケアプランデータ連携システムについて介護事業所への啓発を行い、システム利用は71事業所となっています。

⑨障害者総合支援法関係業務に係る各種台帳情報の啓発活動は担当者説明会を実施し、12保険者が市町村等支援システムを利用されています。

⑩国民健康保険に係るシステムの標準化を踏まえた市町事務の標準化・広域化への対応につきましては、滋賀県国保市町連携会議の資格管理・給付事務部会へ参画しており、部会において課題となっている高額療養費の自動償還についての検討を行いました。

⑪デジタル社会に適用した機器更改への対応は、国保総合システム、国保情報集約システム、KDBシステムの機器更改を行い、クラウド化に対応しています。

4ページをご覧ください。

⑫国保事業費納付金や保険料率設定に係る支援は、市町村基礎ファイルの作成に必要なデータを提供し、県と並走して算定処理を実施、また市町には保険料（税）算定マニュアルの説明を行いました。

⑬国民健康保険料（税）の収納率向上支援は、完納月間、納付強調月間を設け、テレビ、ラジオでの広報、また保険料（税）徴収事務に係る研修会を実施しました。

次に（3）保健事業についてです。

⑭データヘルス計画への支援の充実強化につきましては、令和5年度は、第3期データヘルス計画を策定する年でありましたので、その支援を行いました。

⑮、⑯重複・頻回受診者等訪問指導事業です。令和5年度は重複服薬者に加えて、多剤服薬者の訪問を実施しています。

5ページをご覧ください。

⑰健診受診後訪問事業につきましては、令和5年度から実施しています。

⑱高齢者の保健事業等介護予防の一体的実施の支援は、研修会、市町ヒアリング等を実施しました。

⑲特定健診受診率、特定保健指導実施率向上対策は、健康増進強調月間を設け、テレビ、ラジオでの広報を実施しました。

次に、（4）組織体制の整備及び財政基盤の確立です。

⑳組織体制の整備と活性化につきましては、5ページ下段から6ページ上段に記載のとおりです。

6ページをご覧ください。

㉑財政基盤の確立と健全な財政運営につきましては、令和5年度にはインボイス制度が導入されましたので、その対応を行っています。

最後に（5）安全管理体制の確立です。

㉒情報セキュリティ対策の強化につきましては、クラウドサービスの普及と、個人情報保護に対する必要性が高まったことによるISO/IEC27001の要求事項の改正に伴い、ISMSの運用管理策の見直しを行い、ISMSサーベイランス審査及び移行審査を受け、承認されました。

第4期中期経営計画の進捗状況の説明は以上となります。

◇橋川議長 只今の説明事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の提出議案、報告事項、説明事項の審議は全て終了いたしました。この際、皆様からご意見はございませんか。

ないようでありますので、本日の理事会を閉会とさせていただきます。円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。30分以上早く終わりましたので、どうもありがとうございました。

午後2時48分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和6年**10月21日**

議 長

草津市長

橋 川 渉

議事録署名者

近江八幡市長

小 西 理

高島市長

福 井 正 明